

函館工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程

平成 28 年 5 月 16 日

函高専達第 47 号

(目的)

第 1 条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における教育研究施設をはじめとして、本校のすべての施設の利用に当たり、全学的視点に立った施設運営を推進し、施設の点検・評価に基づく効率的な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

- 一 施設使用の再編 教育研究を円滑に行うために、全学的見地に立って使用面積並びに諸室の配分及び配置等の見直しを行い、施設使用の改善を図ることをいう。
- 二 共用スペース 施設の有効活用の観点から、全学的な利用を前提として確保される教育研究用スペースをいう。
- 三 オープンラボラトリー(以下「オープンラボ」という。) プロジェクト的研究や、組織の枠を越えた研究活動等に対応するため、弾力的、流動的に利用できるスペースをいう。

(共用スペースの確保)

第 3 条 施設の新築、増改築及び改修を行う場合は、整備面積の 20%以上を共用スペースとして確保するものとする。ただし、施設の整備面積が小規模又は特殊な用途に使用する場合については、この限りではない。

- 2 前項の場合、施設の有効活用を図るため、共用スペースは可能な限りオープンラボに充てるよう努めるものとする。

(共用スペースの利用)

第 4 条 共用スペースを利用しようとする代表者(以下「利用代表者」という。)は、別紙様式 1 により校長に申請し、利用許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項に基づく申請が適正であると認められる場合、必要な条件を付して別紙様式 2 により、利用許可書を交付する。
- 3 共用スペースの利用期間は、1 年以内とし、年度末をもって終わるものとする。ただし、校長が必要と認めたときは、4 回を限度に更新することができる。
- 4 共用スペースの利用期間を更新しようとする場合は、第 1 項に準じて必要な手続きを行わなければならない。なお、更新にあたっては、更新前の期間に係る報告書を別紙様式

3により校長に提出しなければならない。

(維持管理)

第5条 前条第2項の規定により利用許可を受けた利用代表者は、許可条件を遵守し、共用スペースの維持管理に努めなければならない。

(工作物等の設置)

第6条 利用代表者が教育研究を行う上で必要な工作物、設備等の設置に要する経費は、利用代表者の負担とする。

2 利用代表者が教育研究を行う上で施設等を改修する必要がある場合には、あらかじめ校長の許可を得るものとする。

3 前項の改修に要する経費は、利用代表者の負担とする。

(目的外利用の禁止)

第7条 利用代表者は、許可された利用目的以外の用途に共用スペースを利用してはならない。

2 校長は、利用代表者が許可条件に違反したときは、その許可を取り消し又は中止させることができる。

(利用の変更)

第8条 利用代表者は、利用を許可された事項に変更が生じるときは、第4条第1項に定める申請書を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の申請があったときは利用代表者の変更等の軽微な変更を除き、第4条第2項の規定を準用するものとする。

(使用の中止等)

第9条 利用代表者は、使用期間を変更するとき又は中止するときは、速やかに校長に届け出てその許可を受けなければならない。

(現状回復の義務)

第10条 利用代表者は、許可された利用期間が終了したとき又は中止したときは、速やかに共用スペースを原状に復し、明け渡さなければならない。

(点検・評価)

第11条 校長は、施設の有効活用を図る観点から、施設の活用状況を定期的に点検・評価し、その結果を学内に公表するものとする。

- 2 前項の点検・評価は、本校運営会議において行い、その時期は概ね 5 年を原則とする。
- 3 前項の点検・評価の結果、施設使用の再編が必要と判断した場合は、利用代表者に利用方法の是正を指示することができる。
- 4 前項の是正の指示を受けた利用代表者は、速やかに改善措置を講じなければならない。

(オープンラボ)

第 12 条 オープンラボの利用等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(庶務)

第 13 条 この規程に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 函館工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程(平成 15 年函高専達第 9 号)及び函館工業高等専門学校における共同利用スペース運用内規(平成 15 年函高専達第 10 号)は廃止する。

共用スペース利用申請書

函館工業高等専門学校長 殿

申請者(利用代表者)

所属学科等：	
職名：	氏名：
連絡先(内線番号)：	

共用スペースを下記のとおり利用したいので申請します。
なお，利用にあたっては共用スペース利用の諸規程を遵守します。

希 望 利 用 場 所 及 び 面 積	(別紙図面のとおり) m ²		
利 用 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利 用 目 的 (研 究 テ ー マ 及 び 研 究 概 要)			
利 用 計 画			
利 用 者 氏 名 等	所 属 ・ 職 名 等	氏 名	連絡先(電話)
備 考			

※ 変更申請する場合は，申請者欄(利用代表者)及び変更する項目のみ記入願います。

別紙様式 2(第 4 条関係)

年 月 日

共用スペース利用許可書

殿

函館工業高等専門学校長

共用スペースの利用について、下記のとおり許可します。

なお、利用にあたっては、共用スペース利用の諸規程を遵守願います。

記

利 用 代 表 者		
利 用 目 的 (研 究 テ ー マ)		
希 望 利 用 場 所 及 び 面 積	(別紙図面のとおりに) m ²	
利 用 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
利 用 者 氏 名 等	所 属 ・ 職 名 等	氏 名
備 考		

別紙様式3(第4条関係)

年 月 日

共用スペース利用による年度報告書

函館工業高等専門学校長 殿

利用代表者

所属学科等：	
職名：	氏名：
連絡先(内線番号)：	

共用スペースの利用による年度報告書を下記のとおり提出します。

利 用 場 所 及 び 面 積	(別紙図面のとおり) m ²
利 用 許 可 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
利 用 目 的 (研 究 テ ー マ 及 び 研 究 概 要)	
利 用 に よ る 成 果	
備 考	